

令和5年12月11日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

鉄建建設株式会社 東京都千代田区神田三崎町2-5-3

令和5年12月11日～令和6年2月10日（2ヶ月）

地域2（東北支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である鉄建建設（株）は、東北支社発注の「山形自動車道 滑川橋耐震補強工事」において、伸縮装置取替での既設伸縮装置撤去作業中、ガスバーナーを用いて伸縮装置金属部を切断する際、溶断火花が伸縮装置の遊間部から落下し、遊間部の下を通過していた光通信ケーブル等を損傷させるという公衆損害事故を発生させた。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第5号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から1月以上6月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上